



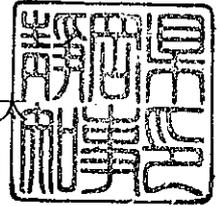
環 生 第 434 号

平成 26 年 3 月 24 日

都市計画決定権者

富士市長 小長井 義正 様

静岡県知事 川勝 平太



「富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価
事後調査計画書」に関する意見について

平成 26 年 2 月 25 日付け富環発第 119 号で送付された標記事後調査計画書に対し、
静岡県環境影響評価条例第 35 条第 1 項に基づき環境の保全の見地から別紙のとおり
意見を述べます。

担 当 暮らし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2268
FAX 番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価 事後調査計画書に関する知事意見

I 全般的事項

工事中及び施設の稼動時において、現段階で予測し得なかった環境への影響が懸念される場合や本事後調査計画書での「調査時期」、「調査方法」等に再検討の必要が生じた場合には、県及び富士市に報告するとともに、専門家等の指導・助言を受け、適切な時期及び方法による事後調査を実施し、その結果について事後調査報告書において報告すること。

また、今回の事業実施区域に分布する大淵溶岩は、約一万三千年前の新富士火山基底溶岩であり、地盤としては申し分なく、雨水の一時的な貯水に十分な強度と、保水力が期待できる。そのため、駐車場、調整池等の設置にあたっては、現地地形・地質等を活かし、景観に配慮した配置・構造を検討すること。

II 個別事項

1 植物

- (1) エビネについては、モニタリングの実施を工事の実施時において移植後1年間のみとしているが、必要に応じて、2年目以降も実施すること。
- (2) 緩衝緑地に植栽する植物については、事業実施区域及びその周辺に生育する樹種を選定し、移植や採種・育苗による植栽手法についても検討すること。
- (3) 植栽後の活着率確認については、施設稼動後においても継続したモニタリングを実施すること。

2 生態系

オオタカについては、「工事の実施時」においてモニタリングの実施を計画しているが、「土地又は工作物の存在及び供用時」においてのモニタリングの実施も検討すること。